

議提第6号

「議案第67号」公の施設の指定管理者の指定に対する附帯決議

会議規則第14条の規定により、「議案第67号」公の施設の指定管理者の指定に対する附帯決議を次のとおり提出する。

令和4年12月20日 提出

提出者	北本市議会議員	桜井卓
賛成者	北本市議会議員	湯沢美恵
賛成者	北本市議会議員	村田裕子
賛成者	北本市議会議員	金森すみ子
賛成者	北本市議会議員	松島修一
賛成者	北本市議会議員	日高英城
賛成者	北本市議会議員	高橋伸治
賛成者	北本市議会議員	中村洋子
賛成者	北本市議会議員	今関公美
賛成者	北本市議会議員	保角美代
賛成者	北本市議会議員	渡邊良太
賛成者	北本市議会議員	島野和夫
賛成者	北本市議会議員	岸昭二
賛成者	北本市議会議員	加藤勝明

北本市議会議長 工藤日出夫 様

「議案第67号」公の施設の指定管理者の指定に対する附帯決議

本市における公の施設の指定管理者は、平成16年12月に定めた「北本市の公の施設に係る指定管理者制度導入にあたっての基本方針」に基づき、原則として公募により募集しており、総合福祉センターの令和5年度からの指定管理者の選定に当たっても公募が実施された。

一方、総合福祉センターの指定管理者である社会福祉協議会は、単なる施設の管理者にとどまらず、市の地域福祉計画においても多くの役割を受け持っている欠かすことのできない地域福祉の担い手であり、替えのきかない団体である。

指定管理者制度の運用については、平成22年12月28日付けで総務省自治行政局長通知が発出されているが、当時の片山善博総務大臣はその趣旨について、指定管理者制度は本来行政サービスの質や住民満足度を向上させるための制度であるにもかかわらず、アウトソーシングによるコストカットに力点が置かれ、本来指定管理にならないような施設についてまで指定管理の波が押し寄せていることから、これを見直してもらいたいと述べている。

以上のことから、総合福祉センターをはじめとした今後の指定管理者の選定に当たっては、一律で公募とするのではなく、当該公の施設において指定管理者が行う事業の内容や趣旨、当該施設において指定管理者が事業を行ってきた経緯、実績等を踏まえ、随意指定とすることや業務委託に切り替えることも検討すること。

以上、決議する。

令和4年12月20日

北本市議会